

聴覚障害

(6) 情報機器の活用

国立特別支援教育総合研究所が実施した調査（平成 24 年）では、特別支援学校（聴覚障害）の 54.8%が電子黒板を保有していることが示されました。しかしながら、台数に制限があったり、電子教科書等のソフトウェアを保有していなかったりなど、電子黒板やソフトウェアが十分に整備されているとはまだいえない状況です。一方、調査結果から、既に保有している機器や教材・教具等も併せて指導の工夫がなされていることも示されています。例えば、パソコンとプロジェクタやモニタを活用して、教師の自作によるプレゼンテーションやインターネット上の情報を提示したり、実物投影機や書画カメラを用いて児童生徒が書いた物や資料を提示したりしています。

児童生徒に対し、電子黒板を用いた授業をするに当たっては、実際に配慮や工夫していることを調査した結果、次のように整理されました。

① 電子黒板の使用目的と使用場면을検討すること

授業の計画を立てる際は、電子黒板と既存の教材それぞれを用いる目的と使用場면을明らかにしておくことが効率的な学習を進めるために必要です。1時間の授業の中で、黒板に板書する事柄、掲示物、電子黒板やモニタに提示する画像など、授業後に振り返ると学習過程が分かるような板書構成を計画することが必要です。

② 児童生徒の実態に応じて電子教材の加工や準備を行っておくこと

効率的な学習を進めるためには、電子黒板で提示する情報（文章、写真、図など）を事前に取り捨選択することも重要です。また、写真や図、映像を提示する場合、児童生徒に示したい部分を抽出したり拡大したりするなど事前に加工しておくことも考えられます。

③ 児童生徒が注目して学習を進められるルールづくりや教師の話し方に留意すること

聴覚障害のある児童生徒は、視覚を通して多くの情報を得ることができますが、映像を見ながら教師の説明を聞くなど、見ることと聞くことを同時に行うことは困難です。このため、教師は授業を進める際に、何に注目させたいかを明確にし、適切な指示を行った後、ルールをつくったりすることが重要です。

④ 電子黒板や他の教材の特徴を踏まえ、効果的な併用を検討しておくこと

電子黒板に提示する画像や文字が順次入れ替わる場合は、小黒板、模造紙、ホワイトボードなどに掲示しておくなどの配慮が必要です。実物や写真、児童生徒が書いたワークシート等を提示する際に、書画カメラで提示することも考えられます。

⑤ 児童生徒の記憶に残るような効果的な提示の仕方に留意すること

順次提示すると前の画面に示された情報が消えてしまうため、必要に応じて後戻りするようしたり、強調したい箇所が目立つよう加工したりすることも考えられます。

⑥ 児童生徒にとって見やすい配置、画面になるよう留意すること

画面や文字の大きさ、字体、色使いの他、電子黒板やモニタと児童生徒との距離、位置も踏まえて配置を考えることが必要です。

⑦ 機器の操作がスムーズになるような準備をしておくこと

効率的な学習のためには、機器の操作に時間をかけないこと、また、機器の不調により使用できない場面を想定し、代替手段を確保しておくことも必要です。

⑧ 視聴覚教材の内容を効率的に伝えるための情報保障を検討しておくこと

動画を提示する際、ナレーションが音声のみだと児童生徒には聞き取れないことが多いため、教師が手話通訳をしたり、キーワードや要約した字幕を挿入したりする手立ても考えられます。

以上、本調査では、電子黒板を含む情報機器の整備と併せ、授業での活用に関する研修の必要性も指摘されました。今後、児童生徒への教科等の指導において、効果的な情報機器の活用法をさらに検討していくことが求められます。